



# 土の細粒分含有率試験方法

JIS A 1223:2000

平成 12 年 7 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、建設大臣が制定した日本工業規格である。

---

主務大臣：建設大臣 制定：平成12.7.25

官報公示：平成12.7.25

原案作成協力者：社団法人 地盤工学会

審議部会：日本工業標準調査会 土木部会（部会長 長瀧 重義）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は建設省大臣官房技術調査室 [〒100-8944 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 TEL 03-3580-4311 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 土の細粒分含有率試験方法

A 1223:2000

Test method for fine fraction content of soils

**1. 適用範囲** この規格は、高有機質土以外の土で、かつ、75 mmふるいを通過した土の細粒分含有率を求める試験方法について規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS A 1201 土質試験のための乱した土の試料調製方法

JIS A 1203 土の含水比試験方法

JIS Z 8801 試験用ふるい

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **細粒分含有率** 土の炉乾燥質量に対して試験用網ふるい75  $\mu\text{m}$ 通過分の炉乾燥質量が占める割合を、百分率で表したもの。
- b) **最大粒径** 試料がすべて通過する試験用網ふるいの最小の呼び寸法で表した粒径。

**4. 試験器具** 試験器具は、次による。

- a) **ふるい** ふるいは、JIS Z 8801に規定する試験用網ふるいで、呼び寸法9.5 mm, 425  $\mu\text{m}$ 及び75  $\mu\text{m}$ のもの。
- b) **はかり** はかりは、ひょう量100 g未満の場合は0.01 g, ひょう量100 g以上1 kg未満の場合は0.1 g, ひょう量1 kg以上の場合は1 gまではかることができるもの。
- c) **含水比測定器具** 含水比測定器具は、JIS A 1203の4.(試験器具)に規定するもの。

**5. 試料** 試料は、次による。

- a) JIS A 1201に規定する方法によって分取した湿潤試料又は空気乾燥試料を用いる。

**参考1.** 試験に必要とする試料の量は、試料の最大粒径に応じて、参考表1に示す量を目安とする。

参考表1 分取する試料の最少質量の目安

試料の最大粒径 mm	試料質量
75	30 kg
37.5	6 kg
19	1.5 kg
4.75	400 g
2	200 g

**2.** 試料に最大粒径75 mm以上の岩石質材料が含まれる場合は、その質量百分率も求めることが望ましい。

- b) 試料から約1/4をとり、JIS A 1203に従いその含水比 $w$ (%)を求める。
- c) 残りの試料の全量(以下、全試料という。)を試験用試料とし、その質量 $m$ (g)をはかる。